

国見町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

国見町長

村上利通

国見町条例第 16 号

国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

国見町税特別措置条例（昭和 59 年国見町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に、「かつ」を「かつ、」に改める。

第 5 条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に、「かつ」を「かつ、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。